

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 会報

第703号

令和4年5月20日編集

発行所
公益社団法人 埼玉県獣医師会
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電話 048(645)1906
FAX 048(648)1865
E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
URL : <https://www.saitama-vma.org/>
振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 高橋 三男

編集責任者 大橋 邦啓

印刷所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

定時総会再通知

公益社団法人埼玉県獣医師会第74回定時総会
並びに埼玉県獣医師連盟総会開催…………… 1
前号(第702号)に同封した出欠報告・委任状(ハガキ)を未提出の方は至急投函をお願いします。

令和4年度第1回全国獣医師会会長会議開催
される…………… 2

「野口英世アフリカ賞」への支援について… 4

学術

令和4年度関東・東京合同地区獣医師大会(神奈川)、獣医学術関東・東京合同地区学会
開催案内、参加申込(再掲載)…………… 6

会務報告

監査会…………… 8

新入会員報告

新入会員紹介…………… 8

予告

第43回関東しゃくなげ会研修会…………… 9

お知らせ

埼玉県農林部畜産安全課長からのお知らせ…10
埼玉県保健医療部長からのお知らせ……………11
日本獣医師会からのお知らせ……………20
国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況……………22

埼玉県獣医師会学術広報版……………23

事務局より

事務局メモ……………23

編集後記……………24

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めます。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

公益社団法人埼玉県獣医師会第74回定時総会 並びに 埼玉県獣医師連盟総会の開催について

定款第14条に基づく定時総会につきまして、以下のとおり開催を予定しています。なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況によりましては、開催方法などにつきまして変更させていただく場合もありますのでご承知おきください。

なお、準備の都合上、出欠席について、5月23日(月)までに本会報に同封のハガキ「出欠報告・委任状」にてご報告（ハガキ返送）ください。

記

- | | | | |
|-----------------------|--------------------|-------|---------------------------------------|
| 1. 日時 | 令和4年6月9日(木) | 第2号議案 | 令和3年度決算の承認に関する件 |
| | 午後2時00分（受付 午後1時から） | 第3号議案 | 令和4年度会費（負担金）および入会金（案）に関する件 |
| 2. 場所 | さいたま市大宮区「清水園」 | 第4号議案 | 令和4年度一時借入金の最高限度額および借入・預入先金融機関の決定に関する件 |
| 3. 議事 | | 第5号議案 | 令和4年度役員報酬に関する件 |
| 報告事項 | | 第6号議案 | 役員の補欠選任に関する件 |
| 令和4年度事業計画および収支予算に関する件 | | | |
| 決議事項 | | | |
| 第1号議案 | 令和3年度事業報告の承認に関する件 | | 付帯決議 |

※：総会終了後の懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止とさせていただきます。

埼玉県獣医師連盟総会の開催について

前記の埼玉県獣医師会第74回定時総会開催に先立ち、令和4年6月9日(木) 午後1時30分から、埼玉県獣医師会総会会場（さいたま市大宮区「清水園」）において開催する予定です。なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況によりましては、開催方法などにつきまして変更させていただく場合もありますのでご承知おきください。

1. 日時 令和4年6月9日(木)
午後1時30分（受付 午後1時から）
2. 場所 さいたま市大宮区「清水園」
3. 議事
 - 第1号議案 令和3年事業報告および収支決算の承認に関する件
 - 第2号議案 令和4年事業計画および会費徴収（案）に関する件

令和4年度第1回全国獣医師会会長会議開催される

令和4年度第1回全国獣医師会会長会議が令和4年4月27日(水)午後2時から、東京都港区の明治記念館において開催されました。



主催者挨拶をする藏内勇夫日本獣医師会会長
後ろは議長席につく高橋会長



Webも併用され、大型モニターが設置された会場の様子

会議では、冒頭、主催者として藏内勇夫日本獣医師会会長が挨拶をしました。

高橋会長は、藏内会長の指名により、全国獣医師会会長会議の常設議長をこれまで5期9年務めておりますが、マイクロチップ、愛玩動物看護師など、日本獣医師会が直面している大きな問題があるため、例年1回、秋に開催している全国会長会議をあえてこの時期に開催をすることを進言し、急遽開催されたものです。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン併用で開催されました。

高橋会長が議長を務めるため、埼玉県獣医師会の代表者として中村 滋副会長が会長代理として出席しました。

高橋会長は、副議長の玉井公宏和歌山県獣医師会会長と共に議長就任の挨拶をして議事に入りました。



議長就任の挨拶をする高橋三男埼玉県獣医師会会長
右は副議長の玉井公宏和歌山県獣医師会会長

議事では、まず「説明・報告事項」として①愛玩動物看護師法施行後の対応に関する件、②第21回アジア獣医師連合会(FAVA)大会の開催に関する件、③野口英世アフリカ賞に関する件、④2022アジア獣医師連合(FAVA)大会に関する件、⑤マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件、⑥その他としては、ウクライナ避難民の犬の検疫について説明と報告がありました。

特にマイクロチップに関する件では、白熱した議論となりましたが、高橋会長は議長として、限られた時間の中で各地方会会長から有意義な質問や意見を引き出すために、入念な事前準備に基づいて地方会の会長から適切な発言者を指名し、それに対する適切な回答を引き出すために、執行部からは最適な対応者を指名するなど、円滑な運営に務めました。

高橋会長が議長を務めるため、代理として埼玉県獣医師会を代表して出席した中村滋副会長は、ウクライナ避難民の犬の検疫について説明された際に、東日本大震災のあと、福島県双葉町の住民1,200名に廃校になった学校の校舎を避難先として提供した地元加須市において、200頭に及ぶ多くの犬・猫の同伴避難を受け入れたときの状況を、ペットを巡る住民同士のトラブルや双葉町職員が同席しての狂犬病予防注射実施の実態など、自身の経験を踏まえ、全国の会長に向けて詳細に説明しました。

今回の会議では、愛玩動物看護師法施行、第21回アジア獣医師連合会(FAVA)大会開催、マイクロチップ装着・登録の義務化など、かつてない社会環境の大きな変革のなかで、大変重要な課題が検討されましたが、特に、マイクロチップに関する問題は日本獣医師会が窓口となっており、今後、地方自治体と地方獣医師会との密接な関係が求められるところです。しかし、各地方会はそれぞれ重要課題が山積しており、対応が困難な状況のなか、高橋会長の的を得た議長裁きにより、日本獣医師会と各地方獣医師会が同じスタートラインに立ち、目的に向かって協力していくことを確認することができました。

高橋会長はすべての議事が終了した後に、日本獣医師会会長として余人を持って代えがたい藏内会長に学術的、政治的、社会的な決意表明を求めました。突然の要望でしたが、これに応えた藏内会長は高橋会長の議事運営に御礼を述べるとともに、今後とも地方獣医師会と情報を共有し、皆様方のご意見を踏まえ前進を図りたいと声高らかに表明し、会場からは自然と大きな拍手が巻き起こりました。高橋会長は今後は全国の地方会と日本獣医師会執行部がしっかりとスクラムを組んで、一致団結して問題解決していくことを宣言して議長を退き、3時間45分にわたる全国獣医師会会長会議が閉会となりました。



会長代理として出席し、自らの経験をもとに、ペット同伴避難の状況を説明する中村滋副会長

広告

人が食べるものと同じだけ安全で
美味しいものを愛犬にも与えたい。

ドクタークレド

Dr. CREDO

胃腸と皮膚が気になる

成犬用 総合栄養食

No.1

血流と健康が気になる

中・高齢犬用 総合栄養食

No.2

体重と健康が気になる

成犬用 総合栄養食

No.3

美味しさに
自信

ドクターイデア

Dr. IDEA

こだわりの国産品。

いつでも新鮮! 小分けパック。

下部尿路に

No.1

体重管理に

No.2

7歳から

No.3

愛犬・愛猫のトータルサポートフード

着色料不使用

自然派由来の酸化防止剤



森久保CAメディカル株式会社

神奈川: 046-206-5713
三郷: 048-948-2112

山梨: 055-267-6758
茨城: 0296-54-6101

東京: 042-564-2381
千葉: 043-309-5430

埼玉: 04-2968-0881

令和4年5月24日

会員各位

公益社団法人埼玉県獣医師会
会 長 高 橋 三 男

「野口英世アフリカ賞」への支援について(お願い)

このたび、日本獣医師会蔵内会長から、3年ごとに開催されてる「アフリカ開発会議(TICAD)」の際に授与されている「野口英世アフリカ賞」の基金のための寄附について、ワンヘルスの取組みの一環となるため、日本獣医師会、地方獣医師会、会員構成獣医師からの寄付金の合計で500万円を目標とした支援の依頼がありました。

この趣旨に則り、埼玉県獣医師会会員から支援金を募り、県内を取りまとめの上、日本獣医師会に送金いたします。

つきましては、趣旨をご理解の上、下記の期間内に埼玉県獣医師会が指定する口座に支援金をお振込み頂きますよう御協力をお願いいたします。

記

募金の期間 令和4年6月から7月末日までの間

支援金振込方法

次の埼玉県獣医師会の口座にお振込下さいますようお願いいたします。

銀 行 名	埼玉りそな銀行(0017)
支 店 名	さいたま新都心支店(681)
区分・口座番号	普通預金 0047735
口座名義	コウエキシャダンホウジン 公益社団法人 サイタマケンジュウイシカイ 埼玉県獣医師会 カイチョウ 会長 タカハシミツオ 高橋三男

※ 法人名の口座からお振込みいただく場合は会員名が分かるようにお願いします。



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

4日獣発第25号
令和4年5月19日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

「野口英世アフリカ賞」への支援について(お願い)

令和4年1月25日付けで「野口英世アフリカ賞」の募金委員会世話人会(代表世話人:細田博之衆議院議長)から、現在、3年ごとに開催されている「アフリカ開発会議(TICAD)」の際に授与されている本賞の基金のための寄付について、別紙1のとおり支援の依頼がありました。

本件への対応については、令和3年度第6回理事会(令和4年3月23日開催)において、本会が本賞の基金造成に積極的に支援した経緯を踏まえるとともに、現在、アフリカをはじめ世界中に未曾有の損害を与えている新型コロナウイルス等の人と動物の共通感染症対策として本会が推進しているワンヘルスの取組みの一環となることや、日本医師会では高額な支援(2年間で4,000万円)を予定していること等を踏まえ、本会からの支出とともに地方獣医師会からの寄付金を合わせ、前回と同様に合計500万円を目標として支援を行うことについて改めて了承いただいたところです(別紙2参照)。

つきましては、貴会におかれましても本賞の趣旨にご賛同いただき、貴会からの拠出と併せて、会員構成獣医師からの支援金の募集活動にも取り組んでいただき、令和4年7月末日までに下記口座へご送金いただきますよう、ご支援及びご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

振込口座は地方獣医師会に通知

なお、本支援金は、特定公益増進法人等寄付金特別控除の対象となりますので、募金をされた構成獣医師が税務申告等のため、受領書(領収書)を必要とされる際は、①構成獣医師が地方獣医師会へ送金した日付、②氏名(受領書に記載する氏名となります。)、③住所、④募金金額を取りまとめの上、メールにてご連絡願います。後日、本会から地方獣医師会に当該構成獣医師宛の受領書(領収書)を郵送させていただきます。

令和4年度 関東・東京合同地区獣医師大会・三学会開催案内

担当：(公社)神奈川県獣医師会

区分	関東・東京合同地区 獣医師大会	産業動物獣医学会	小動物獣医学会	獣医公衆衛生学会
日時	令和4年9月4日 13：00～14：00	令和4年9月4日 午前の部 10：00～12：00 午後の部 14：15～16：15		
大会会長 分野別地区 区学会長	関東地区獣医師会連合会 会長 鳥海 弘	前東京農工大学 白井 淳 資	日本獣医生命科学大学 原 康	日本大学 丸山 総 一
会場	レンブラントホテル海老名 海老名市中央2-9-50 TEL：046-235-4411			
	ラ・ローズ	プライムホール	プリマヴェーラⅠ・Ⅱ	カメラア
次 第	[大会] 1 開会の辞 2 黙祷 3 獣医師大会会長挨拶 4 獣医事功績者表彰 5 受賞者代表謝辞 6 来賓祝辞 7 議長選出 8 議 事 (1)令和3年度経過報告 (2)議 案 9 大会宣言 10 次期開催担当県会長挨拶 11 閉会の辞 【市民公開講座】 内容：One Health関連 (予定) [表彰式] 各獣医師会でお願いします。	[三学会] [演題申込み要領] 1. 開会の辞 1. 提出先：公益社団法人神奈川県 2. 分野別地区学会長挨拶 獣医師会 3. 学会・発表 2. 演題・抄録提出期限 4. 審査委員会 令和4年6月10日(金) 5. 閉会の辞 3. 提出方法：所属地方獣医師会を 6. 優秀論文発表は後日、 經由 各獣医師会あて通知 4. 演題:口演8分/討論2分 し、表彰状を発送。 5. 原稿執筆要領：別紙 6. 審査員：幹事・学識経験者の中 から地区学会長に選任された者 7. 参加費：6,000円(昼食・抄録代) ※埼玉県獣医師会会員の参加費については本会にて負担します。 (参加無料) ※学会発表順序、演題は演者の都合により変わることがあります。 ※三学会は学術講演とともに、獣医師生涯研修事業のポイント 取得対象プログラムとして、参加者にポイントが付与されま す。 【ランチョンセミナー】 各会場（3か所）		

【タイムスケジュール】(予定)

9：00～	10：00～ 12：00	12：00～ 13：00	13：00～ 14：00	14：15～ 16：15
受 付	三学会	昼 食 ランチョンセミナー	大 会	三学会
	動物用医薬品・機器等展示 プラザホール 10：00～16：00			

《参加申込の方法》

本大会・学会への参加は、事前登録することとなっております。参加を希望される方は、7月20日(水)までに、下記事項（お知らせいただく内容）を埼玉県獣医師会事務局までお知らせください。当日登録も可能ですが、極力、事前登録をお願いします。

なお、「参加費（6,000円）」は本会が負担しますので参加者の負担金はありません。

《お知らせいただく内容》

- ・氏名
- ・所属支部
- ・参加する学会（産業動物・小動物・公衆衛生のうち主なもの一つ）
- ※：今年度は交流会は開催されません。
- ※：申し込み後、ご都合が悪くなった場合は早めにご連絡をお願いします。

《連絡先》

埼玉県獣医師会 事務局

住所：〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340(埼玉県農業共済会館内)

TEL：048-645-1906

FAX：048-645-1865

Eメール：s-vma@vesta.ocn.ne.jp

令和4年度獣医学術関東・東京合同地区学会の発表演題の募集

令和4年度における当該地区学会の発表演題については、次頁の「令和4年度獣医学術関東・東京合同地区学会発表演題募集要領」により募集いたします。

1 発表演題の申込方法

- (1) 発表演題の申込は、次の内容を、郵送・FAX又は電子メールで埼玉県獣医師会に提出して下さい。

- ①発表学会名：（産業動物・小動物・獣医公衆衛生）
- ②発表者の氏名（フリガナ）
- ③所属先の名称
- ④演題名

- (2) 発表要旨は、「2 発表について」及び「3 発表要旨の記述方法」に従い作成し、発表演題の申込と同様に埼玉県獣医師会に電子メール添付等にてファイルを提出して下さい。

【発表演題と発表要旨の提出先】

〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
公益社団法人埼玉県獣医師会 事務局
TEL：048-645-1906 FAX：048-648-1865
E-mail：s-vma@vesta.ocn.ne.jp

- (3) 発表演題申込書と発表要旨の提出締切

発表演題の申込と発表要旨の埼玉県獣医師会への提出締切は下記のとおりといたします。

【締切】 令和4年6月8日(水) 期限厳守

なお、埼玉県獣医師会では、提出いただいた発表演題申込と発表要旨を取りまとめの上、令和4年度関東・東京合同地区学会事務局の神奈川県獣医師会への提出締切の6月10日までに送付いたします。

※演題募集の詳細は会報4月号（第702号）をご覧ください。

会務報告

監 査 会

令和4年4月25日(月)午後1時30分から午後3時まで、さいたま市「埼玉県農業共済会館」会議室において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため最小限の人数で監査会を開催し、高橋三男会長立会いのもと、令和3年度の会計、財産及び会務の執行状況に関する監査が、八木賢裕監事、山中利之監事、田中裕監事により実施された。

新入会員報告

新 入 会 員 紹 介



おくの ゆうき
奥野 祐樹
衛生支部



ながさわ こうき
長澤 幸輝
団体支部

勤務部会

支 部 名	氏 名	勤 務 先
衛生	奥 野 祐 樹	さいたま市食肉衛生検査所
団体	長 澤 幸 輝	上尾市・長沢獣医科病院

予 告

第43回関東しゃくなげ会研修会について

主催 関東しゃくなげ会

協力 (公社)埼玉県獣医師会

1. 開催日 令和4年6月17日(金)12:30～17:00
2. 場 所 上野 精養軒(台東区上野公園4番58号 電話03-3821-2181)
3. 日 程 12:00～ 会場参加者受付
12:30～12:40 挨拶
12:40～17:00 研修会
4. 開催方法 対面開催およびWeb配信
(ライブ配信)令和4年6月17日(金)12:30～17:00
(録画配信) 令和4年6月18日(土)9:00～令和4年6月20日(月)9:00まで
- 5 参加費 無料
- 6 参加申込方法

会場参加、Web参加いずれの場合も以下の申込フォームからお願いします。

申込期限 令和4年5月13日(金)～6月14日(火)17:00まで

申込フォーム 右記二次元コードあるいはZENOAQが提供する情報配信サービス「farminar」ホームページからも申込可能です。



テーマ『牛に優しいお産について考える』

12:40～12:45

総司会

日本大学 生物資源科学部 獣医学科

獣医臨床繁殖学研究室

准教授 住吉 俊亮 先生

12:45～13:45 (60分)

『子牛から見た分娩の問題』

日本大学 生物資源科学部 獣医学科

獣医産業動物臨床学研究室

専任講師 大野 真美子 先生

13:45～13:55 (10分) 休憩

13:55～15:55 (120分)

『牛のためのお産 もしあなたが牛だったら…』

株式会社 石井獣医サポートサービス

代表取締役 石井 三都夫 先生

15:55～16:05 (10分) 休憩

16:05～16:25 (20分)

情報提供

『新製品紹介』

ベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社

16:25～16:35 (10分) 休憩

16:35～16:55 (20分)

総合質疑

16:55～17:00 (5分)

後援者挨拶

日本全薬工業株式会社

代表取締役社長 福井 寿一 様

17:00 閉会

おしらせ

畜安第135-4号

令和4年4月1日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会 長 高 橋 三 男 様

埼玉県農林部畜産安全課長
加 藤 幸 彦(公印省略)

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び 特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の 実施に当たっての留意事項について(牛伝染性海綿状脳症)

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正について、令和4年4月1日付けで公表されました。

また、令和4年4月1日付け3消安第7410号農林水産省消費・安全局長通知により「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」を一部改正した旨の通知があったので御了知ください。

記

- 1 留意事項の主な変更点
- (1)全体における文言の整理・修正

畜安第80-2号

令和4年4月18日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会 長 高 橋 三 男 様

埼玉県農林部畜産安全課
課長 加藤 幸彦(公印省略)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について(通知)

日頃より本県の家畜衛生行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項の規定に基づき、標記省令が公布、施行されました。

つきましては、貴会会員へ周知いただくとともに動物用医薬品の適切な取扱いについて御協力をお願いいたします。

記

1 改正の内容

犬用の抗菌剤として使用されるマルボフロキサシンを含有する外皮用剤の製造販売承認に伴い、本製剤を要指示医薬品に指定。

2 施行期日

令和4年4月18日

3 今般承認される動物用医薬品の概要

マルボフロキサシンを含有する外皮用剤

販売名：オティキュア(ベトキノールジャパン株式会社)

効能又は効果：犬の細菌性及び真菌性外耳炎

生衛第74-3号

令和4年5月10日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会 長 高 橋 三 男 様

埼玉県保健医療部長
山崎 達也(公印省略)

愛玩動物看護師法の施行等 について(通知)

県の動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り感謝いたします。

このことについて、令和4年5月1日付けで農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長から別添1及び別添2のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、本件につきましては、各市町村長宛て別途通知していることを申し添えます。

【参考】

1 愛玩動物看護師法の施行について(別添1)

- (1) 法制定の趣旨
- (2) 愛玩動物及び愛玩動物看護師の定義
- (3) 愛玩動物看護師の免許
- (4) 愛玩動物看護師国家試験等
- (5) 愛玩動物看護師の業務等

2 愛玩動物看護師法の運用について(別添2)

- (1) 愛玩動物(法第2条第1項関係)
- (2) 愛玩動物看護師の業務(法第2条第2項関係)
- (3) 受験資格の認定(法第31条第3号関係)
- (4) 愛玩動物看護師と紛らわしい名称(法第42条関係)

(写)

4 消 安 第 642 号
環自総発第 2205014 号
令和 4 年 5 月 1 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

環 境 省 自 然 環 境 局 長
(公 印 省 略)

愛玩動物看護師法の施行について

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）は、令和元年 6 月 28 日に公布され、令和元年 12 月 1 日に指定試験機関に係る規定が施行されたところであるが、令和 4 年 5 月 1 日をもって全面施行となった。これに伴い、愛玩動物看護師法施行令（令和 3 年政令第 273 号。以下「施行令」という。）、愛玩動物看護師法施行規則（令和 3 年農林水産省・環境省令第 6 号。以下「施行規則」という。）、愛玩動物看護師養成所指定規則（令和 3 年農林水産省・環境省令第 7 号。以下「指定規則」という。）等が制定され、同日から施行されたので、下記事項に留意の上、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、各都道府県知事におかれては、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

記

第 1 法制定の趣旨について

今日、我が国では 1,600 万頭を超える犬や猫が飼育されていると推計され、動物愛護思想の普及を背景に、多くの家庭において愛玩動物は家族の一員としてかけがえのないものとなっているのみならず、近年では福祉、教育等の場面において用いられるなど、社会的な意義を担うようになってきている。このような中、飼い主が求める獣医療の内容が高度化、多様化するとともに、飼い主に求められるしつけ等の水準は高くなっている。これらの社会的要請に応えるには、人の医療と同様に、愛玩動物の診療において獣医師と動物看護師によるチーム獣医療提供体制を整備し、また、動物看護師が愛玩動物の日常的な手入



れや適切なしつけ等について飼い主に対し支援を行う取組を充実させることが必要である。

法は、このような現状を踏まえ、愛玩動物看護師の国家資格を定めて、その業務の適正を図り、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とするものである。

第2 愛玩動物及び愛玩動物看護師の定義について

1 愛玩動物（法第2条第1項及び施行令第1条）

愛玩動物とは、獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物のうち、犬及び猫並びにオウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種をいう。

2 愛玩動物看護師（法第2条第2項）

愛玩動物看護師とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第17条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第3 愛玩動物看護師の免許について

- 1 愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許（第4の2(1)ウを除き、以下「免許」という。）を受けなければならない（法第3条）。
- 2 免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによって行い、農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証を交付する（法第6条）。
- 3 免許の申請は、申請者が愛玩動物看護師免許申請書にその他の必要書類を添付して、農林水産大臣及び環境大臣に提出して行う（施行規則第3条）。
- 4 愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務については、指定登録機関として指定した一般財団法人動物看護師統一認定機構が行うこととしており、免許の申請等は指定登録機関に必要書類を提出して行う（法第12条第1項及び第26条第1項）。
- 5 次のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある（法第4条）。
 - (1) 罰金以上の刑に処せられた者
 - (2) (1)に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

- (3) 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの
 - (4) 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 6 5の(3)の「施行規則で定めるもの」は次の者である（施行規則第1条）。
- (1) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (2) 上肢の機能の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うに当たって必要な技能を十分に発揮することができない者
- 7 農林水産大臣及び環境大臣は、免許の申請を行った者が6に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない（施行規則第2条）。

第4 愛玩動物看護師国家試験等について

1 試験の実施（法第29条及び第30条）

愛玩動物看護師国家試験（以下「試験」という。）は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行うものとし、毎年1回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。

2 受験資格

- (1) 試験の受験資格は、次の者に与えられる（法第31条）。

ア 大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者

イ 指定規則で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者

ウ 外国の第2の2に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣がア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

- (2) (1)アの農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目は、愛玩動物看護師法第三十一条第一号の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件（令和3年10月29日農林水産省・環境省告示第9号）で指定した別紙1の科目とする。

- (3) (1)イの指定規則で定める基準は、指定規則第4条に定めるとおりである。

3 受験資格の特例

- (1) 2以外に、特例として、次の者にも受験資格が与えられる（法附則第2条）。

ア 次のいずれかに該当する者であって、令和4年5月1日から令和9年4月30日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもの

i 令和4年5月1日より前に大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めたもの

ii 令和4年5月1日より前に大学に入学した者であって、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて同日以後に卒業したもの

iii 第2の2に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和4年5月1日より前に当該知識及び技能の修得を終えた者

iv 第2の2に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和4年5月1日時点において、現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得を同日以後に終えた者

イ 愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）に合格した者

- (2) (1)ア i 及び ii の農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目は、愛玩動物看護師法附則第二条第一号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件（令和3年10月29日農林水産省・環境省告示第10号）で指定した別紙2の科目とする。

- (3) (1)ア iii 及び iv の都道府県が指定する養成所の指定基準は、指定規則附則第3条に定めるとおりである。

4 予備試験

- (1) 農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が2の(1)ア又はイに掲げる者と同等の知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的として、令和4年5月1日から令和9年4月30日までの間、毎年1回以上、予備試験を行う（法附則第3条第1項）。

- (2) 予備試験は、第2の2に規定する業務（診療の補助を除く。）を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができない（法附則第3条第2項）。

- 5 試験及び予備試験の実施等に関する事務については、指定試験機関として指定した一般財団法人動物看護師統一認定機構が行うこととしており、受験

願書等は、指定試験機関に提出することになる（法第 34 条第 1 項、第 38 条において読み替えて準用する第 26 条第 1 項及び附則第 4 条）。

第 5 愛玩動物看護師の業務等について

- 1 愛玩動物看護師は、従来獣医師のみができることとされていた診療の補助を業として行うことができる（法第 40 条第 1 項）。
- 2 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない（法第 41 条）。
- 3 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない（法第 42 条）。

別紙

1 法第 31 条第 1 号の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目（第 4 の 2 (2) 関係）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 生命倫理・動物福祉 | (17) 動物臨床看護学各論 |
| (2) 動物形態機能学 | (18) 動物臨床検査学 |
| (3) 動物繁殖学 | (19) 動物医療コミュニケーション |
| (4) 動物行動学 | (20) 愛玩動物学 |
| (5) 動物栄養学 | (21) 人と動物の関係学 |
| (6) 比較動物学 | (22) 適正飼養指導論 |
| (7) 動物看護関連法規 | (23) 動物生活環境学 |
| (8) 動物愛護・適正飼養関連法規 | (24) ペット関連産業概論 |
| (9) 動物看護学概論 | (25) 動物形態機能学実習 |
| (10) 動物病理学 | (26) 動物内科看護学実習 |
| (11) 動物薬理学 | (27) 動物外科看護学実習 |
| (12) 動物感染症学 | (28) 動物臨床看護学実習 |
| (13) 公衆衛生学 | (29) 動物臨床検査学実習 |
| (14) 動物内科看護学 | (30) 動物愛護・適正飼養実習 |
| (15) 動物外科看護学 | (31) 動物看護総合実習 |
| (16) 動物臨床看護学総論 | |

2 法附則第2条第1号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目（第4の3(2)関係）

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 動物形態機能学 | (15) 野生動物学 |
| (2) 動物繁殖学 | (16) 動物内科看護学 |
| (3) 動物病理学 | (17) 動物外科看護学 |
| (4) 動物薬理学 | (18) 動物臨床看護学総論 |
| (5) 動物感染症学 | (19) 動物臨床看護学各論 |
| (6) 動物看護学概論 | (20) 動物臨床栄養学 |
| (7) 動物医療関連法規 | (21) 動物臨床検査学 |
| (8) 公衆衛生学 | (22) 動物医療コミュニケーション |
| (9) 人間動物関係学 | (23) 動物形態機能学実習 |
| (10) 動物福祉・倫理 | (24) 動物内科看護学実習 |
| (11) 動物行動学 | (25) 動物外科看護学実習 |
| (12) 伴侶動物学 | (26) 動物臨床看護学実習 |
| (13) 産業動物学 | (27) 動物臨床検査学実習 |
| (14) 実験動物学 | (28) 動物看護総合実習 |

(写)

4 消 安 第 702 号
環自総発第 2205015 号
令和 4 年 5 月 1 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

環 境 省 自 然 環 境 局 長
(公 印 省 略)

愛玩動物看護師法の運用について

愛玩動物看護師法の施行については、「愛玩動物看護師法の施行について」（令和4年5月1日付4消安第642号・環自総発第2205014号農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長通知）によりお知らせしたところであるが、同法の運用の細部については、下記のとおりであるので、御了知の上、制度の適正かつ円滑な運用について、特段の配慮をお願いするとともに、各都道府県知事におかれては、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

記

1 愛玩動物について（法第2条第1項関係）

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項において、愛玩動物は獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物とされており、その他政令で定める動物として、愛玩動物看護師法施行令（令和3年政令第273号）第1条において、オウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種を規定している。これらには、主に、以下の種が含まれる。

（1）オウム科全種

セキセイインコ、オカメインコ、ボタンインコ、コザクラインコ、ダルマインコ、オオバタン、コバタン、ヨウム等

（2）カエデチョウ科全種

ブンチョウ、ジュウシマツ、ベニスズメ、キンカチョウ、ヘキチョウ等

（3）アトリ科全種

カナリア、マヒワ、ウソ等



2 愛玩動物看護師の業務について（法第2条第2項関係）

愛玩動物看護師は、法第2条第2項において、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第17条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の看護（以下「愛玩動物の世話その他の看護」という。）並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対する愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援（以下「愛護・適正飼養に関する支援」という。）を業とする者とされている。

愛玩動物看護師の業務については以下の点に留意願いたい。

（1）愛玩動物の診療の補助

- ① 「愛玩動物に対する診療（獣医師法第17条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為」とは、獣医師の指示の下、愛玩動物看護師がその知識及び技能をもって行うのであれば、愛玩動物に対して衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為をいい、例えば、輸液剤の注射、採血、マイクロチップの装着、カテーテル留置、投薬等が含まれる。

一方で、診断、エックス線撮影等における放射線の照射、ワクチン等、愛玩動物の身体への影響が大きい医薬品の投与等については、これを誤る

と衛生上の危害が生ずるおそれが少ないと認められる行為ではないことから、引き続き獣医師が実施する必要がある。

- ② 「獣医師の指示」とは、愛玩動物の病状に応じた個別具体的指示を基本とするが、あらかじめ獣医師により診療計画が立てられている場合や、救急救命業務として獣医師があらかじめ定めた手順書に従い心肺蘇生措置を行う場合等については、個別具体的指示は要しない。このため、例えば、獣医師による診察が行われた後、継続的な診療が必要な愛玩動物に対し、獣医師が作成した診療計画に基づき、愛玩動物看護師が処置を行うことは可能である。

(2) 愛玩動物の世話その他の看護及び愛護・適正飼養に関する支援

愛玩動物の世話その他の看護及び愛護・適正飼養に関する支援は、愛玩動物看護師以外の者も実施可能であるが、業として行うに当たっては、適切な知識及び技能を有した者が実施することが望ましい。これらには、例えば、診察時における動物の保定、診断を伴わない臨床検査（血液検査、尿検査等）、栄養管理に関する飼養者への指導等が含まれる。

3 受験資格の認定について（法第 31 条第 3 号関係）

法第 31 条第 3 号において、外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が法第 31 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認定したものは、愛玩動物看護師国家試験を受験することができるとされている。この認定に当たっては、該当する者の修学歴等に基づき個別に評価することとする。

4 愛玩動物看護師と紛らわしい名称について（法第 42 条関係）

法第 42 条において、愛玩動物看護師以外の者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用を用いてはならないと規定されており、法附則第 6 条の規定により、法施行後 6 ヶ月間に限ってはこれら名称を使うことは可能だが、それ以降は使用できない。

愛玩動物看護師に紛らわしい名称とは、「看護師」又は「動物看護師」が含まれる名称など、愛玩動物の飼養者等に愛玩動物看護師の業務を行う者のような印象を与えるおそれがある名称をいう。

ウクライナ避難民の飼育動物に対する支援対応について

令和4年4月21日
公益社団法人 日本獣医師会

このたびロシアの侵攻を受けて来日した避難民の飼育犬について、犬等の輸出入検疫規則の特例措置を適用し、ウクライナ政府の現状を踏まえ、必要な出国地政府発行の防疫書類がなくても、予防状態を確認後に条件付きで動物検疫所での係留措置に替えて、避難民の居住地等において隔離飼育を行うことが予定されています。

今回の特例対応については、既に報道がなされているように、狂犬病の侵入を懸念する意見や、ウクライナ避難民への支援の要請等、賛否両論があるようです。

本会に対しては、4月19日に農林水産省から、検疫対応についての説明と併せ、獣医師会による協力の依頼がありました。

現在、4人のウクライナ避難民の方が5頭の犬を同行され、現在動物検疫所において検査等のために係留中と伺っています。

犬に対する動物検疫の要件は、①マイクロチップによる個体識別が可能であること、②狂犬病ワクチンを2回以上接種していること、③抗体価が事前に測定されており0.5IU/ml 以上であること、④これらの要件がウクライナ動物衛生当局の検疫により確認され輸出検疫証明書が交付されていることです。

当然のことですが、④の要件は満たされていません。

しかし、①については5頭ともにマイクロチップが装着され個体確認がなされたこと、②については4頭は2回接種が行われ、1頭は1回接種であることから2回目を動物検疫所で実施すること、③については2頭は予め抗体価の測定がなされているが、3頭は測定されていないことから、動物検疫所で5頭ともに抗体検査を行って、0.5IU/ml 以上であることを確認することとされています。5頭の犬に対してのこれらの対応により、いずれも狂犬病に感染している可能性は極めて低いものと判断されます。

このため、犬等の輸出入検疫規則第4条第5項に基づき、災害救助犬等と同様の扱いとし、ウクライナ避難民又は支援者が自宅で一定の隔離飼育を行うことを条件に検疫所からの持出しを認める予定とされています。

しかし、規定された動物検疫の要件は満たしていないことから、ルールとして最長180日間の隔離飼育は条件として課すこととされています。

これに伴い、当該避難民の犬が飼育される予定の都道府県の地方獣医師会及び会員構成獣医師には、必要に応じ、これらの避難犬の健康相談や診療対応に支援を行っていただくよう、農林水産省、都道府県及び本会から協力要請を行う予定としています。

その支援活動に要する費用については、3月23日に開催された令和3年度第6回理事会でのウクライナ支援のご提案を踏まえ、4月27日に開催される全国獣医師会会長会議での了解を得た上で、正式に支援金の募集への協力依頼と、避難犬が飼育される都道府県の地方獣医師会への協力要請を行うこととしています。

今回の案件は、ウクライナ避難民に対する獣医師会としての積極的な支援活動となること、狂犬病の侵入を懸念する一般市民の安心感の醸成に貢献できること、狂犬病のワクチン接種等の必要性をアピールする良い機会となること、本会が取り組んでいるワンヘルス活動の一環となること等から、獣医師会

としても積極的に支援する必要があるものと考えられます。

農林水産省が本会及び都道府県知事あてに近日中に発出を予定している支援依頼の通知をもって改めてご依頼申し上げますが、既に、上記のような報道がなされていることにかんがみ、予め情報提供させていただきます。

地方獣医師会並びに会員構成獣医師の皆様におかれましては、本活動に対するご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

広告



こわい狂犬病から
ぼくを守ってね

毎年1回の狂犬病予防注射を忘れずに！



研究開発元 一般財団法人 松岡科学研究所
製造販売元 松研薬品工業株式会社

〒184-0003 東京都小金井市緑町5丁目19番21号
TEL: (042) 381-0075 FAX: (042) 381-0344
URL: <http://www.matsuken-yakuhin.com>
E-mail: daihyo@matsuken-yakuhin.com

■ 松研狂犬病 TC ワクチン

劇 要指示 指定

松研の動物用生物学的製剤

豚用ワクチン

- 豚コレラ生ウイルス乾燥予防液
- 松研豚丹毒生ワクチン
- ポーシリス APP-N
- ポーシリス ERY
- ポーシリス STREPSUIS
- ポーシリス Begonia DF・10
- ポーシリス Begonia DF・50

水産用ワクチン

- Mバック レンサ 注
- Mバックイニエ
- 松研Mバック IPレンサ

家畜用抗毒素

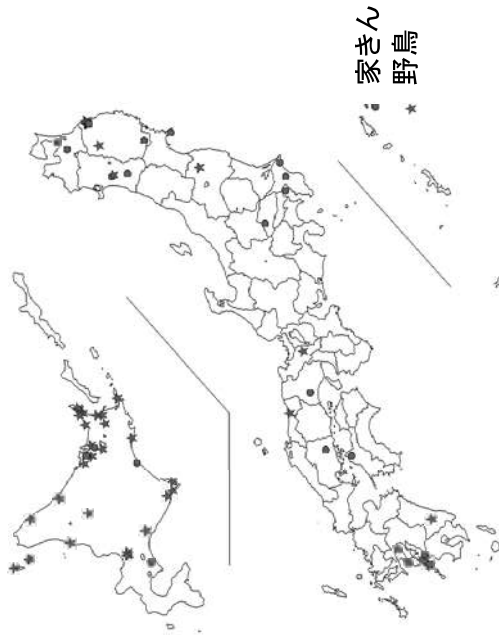
- 破傷風血清

令和3年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

○家さん 12道県25事例

※羽数の単位は万羽

疑似患者判定日			地域	用途	羽数	亜型
1	秋田県横手市	11/10	採卵鶏	約14.3	H5N8	
2	鹿児島県出水市	11/13	採卵鶏	約3.8	H5N1	
3	鹿児島県出水市	11/15	採卵鶏	約1.1	H5N8	
4	兵庫県姫路市	11/17	採卵鶏	約15.5	H5N1	
5	熊本県南阿蘇町	12/3	肉用鶏	約6.7	H5N1	
6	千葉県市川市	12/5	あひる(アイガモ)	約0.03	H5N1	
7	埼玉県栗東市	12/7	採卵鶏	約1.7	H5N1	
8	広島県福山市	12/7	採卵鶏	約3.0	H5N1	
9	青森県三戸町	12/12	肉用種鶏	約0.7	H5N1	
10	愛媛県西条市	12/31	採卵鶏	約1.3	H5N1	
11	愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約8.3	H5N1	
12	愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約14.2	H5N1	
12関連	愛媛県今治市	1/4	採卵鶏	約0.6	-	
13	鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.4	H5N1	
13関連	鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.7	-	
14	千葉県八街市	1/19	肉用鶏	約6.6	H5N1	
15	千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.17	H5N1	
15関連	千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.12	-	
15関連	茨城県かすみがうら市	1/26	あひる	約0.11	-	
15関連	埼玉県春日部市	1/26	あひる	約0.14	-	
15関連	埼玉県熊谷市	1/26	あひる	約0.04	-	
16	宮城県久慈市	2/12	肉用鶏	約4.5	H5N1	
17	宮城県七郷市	3/25	肉用種鶏	約3.2	H5N1	
18	青森県横浜町	4/8	肉用鶏	約1.7	H5N1	
19	青森県横浜町	4/15	肉用鶏	約1.1	H5N1	
20	北海道日老町	4/16	採卵鶏	約52	H5N1	
21	北海道足寄町	4/16	だちよう/採卵鶏	約0.05/約0.01	H5N1	
22	秋田県大仙市	4/19	採卵鶏	約0.04	H5N1	
23	北海道釧路市	4/26	だちよう(エミュー)	約0.01	H5N1	
24	岩手県一関市	5/2	だちよう(エミュー)	約0.001	H5N1	
25	北海道網走市	5/14	採卵鶏	約0.08	H5N1	



家さん
野鳥

○野鳥 8道府県106事例

検体回収場所			検体 回収日	種類	亜型	検体回収場所			検体 回収日	種類	亜型
1	鹿児島県出水市	11/8	環境試料(水)	H5	55	北海道釧路市	3/9	ハシブトガラス	H5N1		
2	宮崎県宮崎市	11/9	糞便	H5N1	56	岩手県久慈市	3/14	ハシブトガラス	H5N1		
3	鹿児島県出水市	11/19	ナベツル	H5N8	57	北海道流川町	3/14	ハシブトガラス	H5N1		
4	鹿児島県出水市	11/22	環境試料(水)	H5N8	58	北海道根室市	3/14	ハシブトガラス	H5N1		
5	鹿児島県出水市	11/22	環境試料(水)	H5N8	59	北海道釧路市	3/14	ハシブトガラス	H5N1		
6	鹿児島県出水市	11/29	環境試料(水)	H5N8	60	岩手県八幡平市	3/18	オオハクチョウ	H5N1		
7	鳥取県鳥取市	12/1	環境試料(水)	H5N8	61	北海道佐呂間町	3/22	オジロワシ	H5		
8	鹿児島県出水市	12/6	環境試料(水)	H5N8	62	北海道美幌市	3/24	オジロワシ	H5		
9	鹿児島県出水市	12/20	環境試料(水)	H5N1	63	岩手県久慈市	3/23	ハシブトガラス	H5		
10	北海道苫小牧市	1/2	オジロワシ	H5N1	64	北海道札幌市	3/29	ハシブトガラス	H5		
11	鹿児島県出水市	1/10	環境試料(水)	H5N8	65	北海道釧路市	3/29	オオワシ	H5		
12	北海道根室市	1/20	ハシブトガラス	H5N1	66	岩手県久慈市	3/31	ハシブトガラス	H5		
13	北海道根室市	1/23	ハシブトガラス	H5N1	67	北海道札幌市	3/31	ハシブトガラス	H5N1		
14	北海道釧路市	1/23	オジロワシ	H5	68	北海道札幌市	4/1	ハシブトガラス	H5		
15	北海道小清水町	1/22	オオワシ	H5	69	北海道釧路市	3/31	ハシブトガラス	H5		
16	京都府京都市	1/27	ノスリ	H5N1	70	岩手県久慈市	4/6	ハシブトガラス	H5		
17	北海道根室市	1/28	ハシブトガラス	H5N1	71	北海道札幌市	4/2	ハシブトガラス	H5N1		
18	北海道根室市	2/3	ハシブトガラス	H5N1	72	北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1		
19	北海道えも町	2/2	オジロワシ	H5	73	北海道えも町	4/9	オジロワシ	H5N1		
20	北海道えも町	2/7	ハシブトガラス	H5N1	74	北海道釧路市	4/6	ハシブトガラス	H5		
21	北海道えも町	2/8	ハシブトガラス	H5N1	75	北海道北見市	4/6	ハシブトガラス	H5		
22	北海道津軽市	2/8	ハシブトガラス	H5N1	76	北海道東部町	4/8	ハシブトガラス	H5N1		
23	北海道釧路市	2/8	ハシブトガラス	H5N1	77	北海道北見市	4/8	ハシブトガラス	H5N1		
24	岩手県久慈市	2/8	オオハクチョウ	H5N1	78	北海道札幌市	4/9	ハシブトガラス	H5N1		
25	北海道札幌市	2/10	オジロワシ	H5N1	79	北海道むかわ町	4/12	クマカバ	H5N1		
26	岩手県久慈市	2/11	ハシブトガラス	H5N1	80	北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1		
27	岩手県久慈市	2/13	ハシブトガラス	H5N1	81	北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1		
28	北海道札幌市	2/14	ハシブトガラス	H5N1	82	北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1		
29	北海道札幌市	2/14	ハシブトガラス	H5N1	83	北海道札幌市	4/5	ハシブトガラス	H5N1		
30	岩手県久慈市	2/14	オオハクチョウ	H5N1	84	北海道大空町	4/9	オジロワシ	H5N1		
31	北海道札幌市	2/15	ハシブトガラス	H5N1	85	北海道大空町	4/9	オジロワシ	H5N1		
32	岩手県久慈市	2/15	オオハクチョウ	H5N1	86	北海道斜里町	4/9	ハシブトガラス	H5N1		
33	岩手県久慈市	2/16	オオハクチョウ	H5N1	87	北海道札幌市	4/12	ハシブトガラス	H5N1		
34	福島県二本松市	2/18	マガモ	H5	88	北海道北見市	4/11	ハシブトガラス	H5N1		
35	北海道根室市	2/18	ハシブトガラス	H5N1	89	北海道札幌市	4/13	ハシブトガラス	H5N1		
36	岩手県久慈市	2/17	オオハクチョウ	H5N1	90	北海道札幌市	4/11	ハシブトガラス	H5		
37	岩手県久慈市	2/17	ハシブトガラス	H5N1	91	北海道網走市	4/15	オジロワシ	H5		
38	岩手県久慈市	2/12	マガモ	H5	92	北海道中標津町	4/18	ヒキウ	H5		
39	岩手県久慈市	2/21	ハシブトガラス	H5N1	93	北海道流川町	4/19	オジロワシ	H5		
40	北海道津軽市	2/19	ハシブトガラス	H5N1	94	秋田県大仙市	4/19	ハシブトガラス	H5		
41	岩手県久慈市	2/21	オオハクチョウ	H5	95	北海道札幌市	4/15	オジロワシ	H5		
42	岩手県久慈市	2/22	ハシブトガラス	H5	96	北海道札幌市	4/20	ハシブトガラス	H5		
43	岩手県久慈市	2/22	オオハクチョウ	H5	97	北海道札幌市	4/20	クマカバ	H5N1		
44	岩手県久慈市	2/24	ノスリ	H5N1	98	北海道札幌市	4/22	ハシブトガラス	H5N1		
45	岩手県久慈市	2/24	ハシブトガラス	H5N1	99	北海道えも町	4/26	オジロワシ	H5		
46	岩手県久慈市	2/25	H5	H5N1	100	北海道札幌市	4/28	ハシブトガラス	H5		
47	北海道津軽市	2/24	ハシブトガラス	H5N1	101	北海道札幌市	4/25	オジロワシ	H5		
48	岩手県久慈市	2/28	カルガモ	H5	102	北海道札幌市	4/29	トビ	H5		
49	岩手県久慈市	3/1	ハシブトガラス	H5N1	103	北海道大空町	4/18	オジロワシ	H5N1		
50	北海道札幌市	3/1	ハシブトガラス	H5N1	104	北海道北見市	5/6	オジロワシ	H5		
51	北海道佐呂間町	3/3	オジロワシ	H5N1	105	北海道札幌市	4/25	ハシブトガラス	H5N1		
52	北海道根室市	3/1	ハシブトガラス	H5N1	106	北海道根室市	5/6	オジロワシ	H5		
53	岩手県北見市	3/4	ハシブトガラス	H5N1							
54	北海道札幌市	3/8	オオワシ	H5							

※詳細は環境省<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/birdflu/>

令和4年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和4年5月20日現在)

年 月 日	産 業 動 物	小 動 物	公 衆 衛 生
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月4日(日)	令和4年度 関東・東京合同地区獣医師大会(神奈川)獣医学術関東・東京合同地区学会 (藤沢市 レンブラントホテル海老名)		
10月			
11月11日(金) ～13日(日)	第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会、令和4年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (福岡市 ヒルトン福岡シーホーク)		
12月			
令和5年 1月	農林支部 令和4年度埼玉県家畜保健衛生業績発表会 (場所 未定)		
2月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
3月			

事 務 局 メ モ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>

ID:SVMA(半角・大文字) パスワード:MITSUO(半角・大文字)

- | | |
|--|--|
| 5月11日 埼玉県畜産会第1回理事会(熊谷市 ホテルヘリテイジ) | 9月30日 令和4年度全国獣医師会会長会議(東京都千代田区 都市センターホテル) |
| 6月3日 埼玉県畜産会第67回通常総会(熊谷市 ホテルヘリテイジ) | 10月1日 2022動物感謝デー in JAPAN(東京都台東区 上野恩賜公園) |
| 6月9日 埼玉県獣医師会第74回定時総会(さいたま市 清水園) | 11月11日 第21回アジア獣医師会連合(FAVA)
～13日 大会、第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度)(福岡県福岡市ヒルトン福岡シーホーク) |
| 6月17日 関東しゃくなげ会研修会(東京都台東区 上野精養軒) | |
| 6月22日 日本獣医師会第79回通常総会(東京都港区 明治記念館) | 令和5年 |
| 7月3日 第2回関東・東京合同地区獣医師会理事会(神奈川県藤沢市 藤沢商工会) | 2月26日 第3回関東・東京合同地区獣医師会理事会(神奈川県藤沢市 藤沢商工会) |
| 7月15日 全国獣医師会事務・事業推進会議(東京都千代田区 都市センターホテル) | |
| 9月4日 関東・東京合同地区獣医師大会・三学会(神奈川県海老名市 レンブラントホテル海老名) | |

編集後記

家の傍で突然カエルの鳴く声が聞こえ近所の陸田はいつの間にか田植えが植わっていた。コロナが収束しない中、ウクライナの情報に気を取られていたがもうそんな次期なのだ。

マリウポリ、キーウ、オデーサ、ハルキウ、アゾフスターリ製鉄所等など、初めて聞くカタカナがマスコミから流れ、プチャではロシア軍から一般市民への拷問、虐殺遺体が発見されジェノサイドで告発されるという。21世紀だぞ、人ひとり殺しても重罪になのに、なんでこんなことをしても続けるのか？もう3か月が過ぎた、この罪はどれだけの罰を受けさせたら良いのか？言いようのない虚しさが込みあげてくる。

ロシア軍が黒海を封鎖した為に穀物の出荷ができない、それどころか穀物倉庫が破壊されて穀物が来ないのだ。エネルギーは何とかなる様だが、食料は毎日食べなければ飢えてしまう。ウクライナとロシアの両国で世界中の小麦の生産の1/3を占めるそうだ。世界中で穀物の争奪戦が繰り上げられる。国連事務総長が「数か月で世界的な食糧不足に直面する」と訴えた、

知り合いや宮崎の後輩の養豚家は飼料価格が上がりっぱなしで、「もうもたない」と言って廃業するそうだ。多くの畜産家も同じだろう。農家は肥料も燃料も同じである。どんな事があっても食料は自国生産を進めるべきではないだろうか？輸入に頼り過ぎだ。有事には自国が先で他国が後回しは当然のことである。

戦争反対だが、北海道までロシアだと平然と言っている国に対しては第二のウクライナにならない為にそれなりの備えは有るのだろうか？中国は？北朝鮮は？心配である。

ムーミン発祥の国フィンランドは、第2次世界大戦でロシアに敗れ10%の国土を取られても長年ロシアに怯えながらも中立を保っていたのに、今回ニーニスト大統領が「フィンランドを追いつめたのはロシア側だ！NATOに加盟するの

は、プーチン大統領がこの事態を引き起こしたからだ」と指摘した。その通りである。スエーデンも同時に加盟申請した。プーチンはさぞかし悔しいだろう、自分で蒔いた種だ。

ただ気になるのは、バイデン米大統領が米軍派遣を否定したからプーチンは安心して侵略したのではないか？また、欧米や日本もロシアを締め上げているが、エネルギーや食糧で我慢を超えてしまつて逆に結束が乱れないで欲しい。

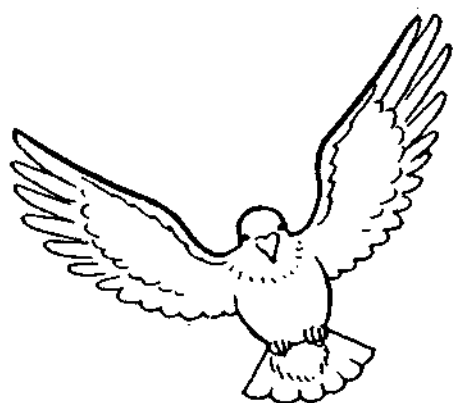
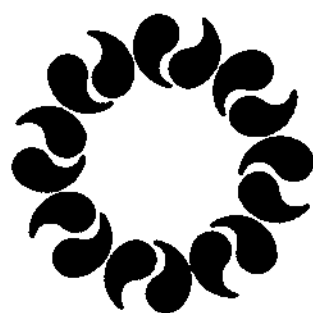
本年度も集合狂犬病予防注射がコロナ禍の中で5月21日の狭山班を最後に大きな事故もなく終了しました。開業病院での接種も進んでいるので集合注射の接種頭数は微減の様である。お疲れさまでした。4月22日にウクライナからの避難民と共に入国したポメラニアンが180日の成田空港での係留が言い渡されて話題になったが、農水省の「特別ルール」を適用し短期間のうちに飼い主さんと過ごせることになった。大陸続きの国からの検疫は決して軽んじてはいけないと言う事である。我々獣医師はこれを機会に今一度しっかり狂犬病予防の大切さをアピールをして接種率を上げる事が使命である。

動物の感染症は高病原性鳥インフルエンザは北海道のエミューや秋田県、北海道、青森県の鶏でも次々と発生し、豚熱も群馬県、茨城県など終息を知らないでいる。我々獣医師には国民の食の安心安全はもとより衛生面での命を守るためにも、その使命を果たさなければいけません、県職員の先生方、産業動物、小動物の先生方、人の感染症コロナに注意しながら頑張りましょう。

(公社)埼玉県獣医師会第74回定時総会並びに獣医師連盟総会が6月9日、三年ぶりに役員以外の会員を交えて開催されます、コロナ禍の中での開催となりますが、様々なコロナ対策をしておりますので、多くの会員の皆様のご参加をお願いしながら会報第703号をお届けいたします。

(不動)

彩の国



さいたま

